

純国産絹マークの証紙交付について

令和4年4月1日付け令3蚕第162号

改正 令和7年4月1日

一般財団法人大日本蚕糸会

純国産絹マーク管理規程第9条に定める証紙の交付金額は、以下のとおりとする。

1. 証紙の交付金額

証紙の交付金額は、作成枚数に応じ、以下の金額とする。なお、分割印刷の場合は、その作成時の枚数を基本とし、この単価には、消費税等を含むものとする。

- (1) タグ ①1～10枚は、550円、②11～100枚は、単価55円に10枚超の枚数を乗じた額、③101枚以上は、単価33円に100枚超を乗じた額の合計額とする。
- (2) シール ①1～10枚は、330円、②11～100枚は、単価33円に10枚超の枚数を乗じた額、③101枚以上は、単価22円に100枚超を乗じた額の合計額とする。

2. 徴収方法

一般財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」）という。は、審査終了後、純国産絹マークの証紙交付申請書に基づき、上記の単価に発行枚数を乗じて得た金額の請求書を申請者に送付するものとし、支払方法は、銀行振込み（振込手数料は申請者負担）によるものとする。

3. 証紙の発送

証紙の発送について、印刷納品、入金確認後、速やかに発送するものとし、送料は、蚕糸会が負担する。なお、発送に際しては、記録等の残る方法で発送するものとする。

4. 証紙の返却

生産計画等の変更により証紙が不要となった場合は、証紙を速やかに蚕糸会に返却するものとする。その場合は、すでに支払った交付金額は、返却しない。

5. その他

証紙について、申請者側の校正ミス等で再度、印刷する場合は、印刷会社からの請求額を申請者に請求するものとする。